

Hong Kong Tax Alert

12 April 2018
2018 Issue No. 10

3種類の新しい知的財産権 (IPRs) の取得費用に対する損金算入の提案

2018年3月23日、2018年度内国歳入法改正案(2号)(以下「法案」)¹が発表されました。当該法案では、IPRsに対する損金算入のための現行税制に、以下の3種類の新しいIPRsを含めることを提案しています: (i) 興行権; (ii) 被保護の集積回路の回路配置(トポグラフィ)の設計権; (iii) 保護対象の植物品種に対する権利。

その結果として、非居住者が香港納税者への当該3種類の追加的IPRsの使用許諾またはその使用権に関して受け取ったロイヤリティについて、ほとんどの場合は、内国歳入法(以下「IRO」)のセクション15(1)(b)、または(ba)により、その非居住者の所得が香港での課税所得とみなされます。

さらに、非居住者が興行権の売却または付与により受け取った対価について、新たなIROのみなし規定であるセクション15(1)(bb)により、非居住者の所得が香港における課税対象とみなされ、法案が成立した日以降に香港にて開催される興行が対象となります。

本アラートは、法案における主要な規定を説明します。

本法案にご意見がある場合は、貴社を担当する税務専門家にご連絡ください。政府への伝達について検討させていただきます。

1. 法案は以下よりダウンロードできます:
<https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182212/es3201822127.pdf>

特定のIPRsに対する現有の損金算入制度

セクション16EA - 登録商標、著作権および登録意匠の取得に伴う資本的支出は一般的に取得年度から5年間にわたって損金算入されます。

セクション16EB - 関連するIPRがその後売却された場合、その売却収益と税務上未償却のIPR原価を比較します。当該売却収益がIPRの未償却額を超えた場合、以前に損金算入された総額を上限として、その差額がトレーディング利益として扱われます。当該未償却額が売却収入を上回る場合、その差額が損金算入の対象となります。

セクション16EC - 租税回避対策措置として、下記の場合において損金不算入となります: (i) 関連するIPRが関連会社から取得したもの(すなわち、セクション16EC(2)); (ii) ライセンスの条項により、当該納税者以外の者が当該IPRを完全に、または主に香港域外で使用する場合(すなわち、セクション16EC(4)(b)); (iii) 一定のセール・アンド・リースバック取引に該当する場合; (iv) 一定のノンリコース・ローン協定で取得した場合; または (v) 特定の状況において、ライセンスの早期解約に関して取得した場合。

法案の主要な規定

現行の損金算入制度に3種類のIPRsを追加

本法案はIROのセクション16EAを改訂し、3種類の追加的IPRsを包括するために、特定IPRsに対する定義を拡張することになります: すなわち、(i) 興行権²; (ii) 被保護の集積回路の回路配置(トポグラフィー)の設計権³; (iii) 保護対象の植物品種に対する権利⁴。

その結果、IROのセクション16EA、16EBおよび16ECに含まれる、既存のIPRsの税務処理の規定は、当該3種類のIPRsにも等しく適用されます。

3種類の追加的IPRsに関して、非居住者が香港納税者から受け取るロイヤリティが香港で課税対象となります

本法案では、IROのセクション15(1)(b)およびセクション15(1)(ba)の条項を改訂することにより、非居住者が香港納税者への当該3種類の追加的IPRsの使用許諾または使用権に関して受け取ったロイヤリティについて、多くの場合、香港での課税所得とみなされます。

非居住者が興行権の売却または付与により受け取った収益に関して、当該興行が香港で行われた場合、香港での課税対象となります

本法案では、IROのセクション15(1)(bb)に新たなみなし規定の追加を提案し、当該法案が成立した日以降に香港にて開催される興行について、非居住者が興行権の売却または付与により受け取った収益が、香港での課税所得とみなされることとなります。

香港の支払人に対する納税や源泉徴収義務

本法案は、IROのセクション20Bに対する改訂を提案しています。この改定案により、上記のロイヤリティを受け取った非居住者は、香港の支払人の名義にて香港で課税されることとなります。さらに、香港の支払人は、当該非居住者の香港における納税義務を充足するために、十分な金額を源泉徴収する必要があります。

損金算入対象となる植物品種権利の登録または付与手数料

本法案は、IROのセクション16(1)(g)に対する改訂を提案し、植物品種権利の登録または付与のための費用が損金算入可能となります。

効力発生日

この損金算入の提案において、(i) 3種類の追加的IPRの取得に伴う資本支出、及び(ii) 植物品種権利の登録または付与手数料は、2018年4月1日以降に開始する査定年度より発生した支出に適用されます。

IROのセクション15(1)(b)、(ba)および(bb)に含まれているみなし規定では、法案が成立した日以降に受け取り、または発生する所得に適用されます。

- 興行権とは、(a) 著作権法(Cap. 258)のセクション215(1)(a)、(b)、(c)または(d)に記載されている、同法のパート3に付与された実演者の権利; または、(b) 上記の(a)に記載された権利に相当する、香港外の法律に基づき存続している権利を意味します。
- 被保護の集積回路の回路配置(トポグラフィー)の設計権とは、(a) 集積回路の回路配置(トポグラフィー)の設計権法(Cap. 445)のセクション3で保護されている集積回路の回路配置(トポグラフィー)の設計に関する権利; または、(b) 上記の(a)に記載された権利に相当する、香港外の法律に基づき存続している権利を意味します。
- 保護対象の植物品種に対する権利とは、(a) 植物品種保護法(Cap. 490)のパート3で付与されている権利; または(b)、上記の(a)に記載された権利に相当する、香港外の法律に基づき存続している権利を意味します。

論評

弊事務所は、当該3種類のIPRsを損金算入可能とする提案を歓迎します。この拡大案は、香港をIPRのハブとして位置づけ、イノベーション産業と創造産業を発展させることにより、香港の再工業化を促進するでしょう。

しかし、セクション16EC(4)(b)に含まれる租税回避対策措置では、ライセンスの条項により納税者以外の者が当該IPRのすべて、または主要な部分を香港域外で使用する場合において、損金不算入となります(ロイヤリティフリーの場合でも)。セクション16EC(4)(b)の存在は、租税回避とは無関係の正当な場合においても、納税者がIPRsの取得費用を損金に算入できないことを意味します⁵。

例えば、ある香港会社が中国本土の法律によって保護されている特定の集積回路の回路配置(トポグラフィ)のレイアウト設計権(IC権利)を8百万香港ドルで第三者から取得した場合について考えてみましょう。当該IC権利は、委託加工契約に基づく製品生産のため、香港会社から、中国本土における外部の委託加工先にロイヤリティフリーで供与されると仮定します。この場合、香港会社のIC権利に基づく製品が香港の顧客に販売される場合、その利益は香港源泉の所得として全額香港の課税所得とみなされます。

しかし、上記の状況において、内国歳入庁(IRD)は、当該香港会社がライセンスを中国本土の契約製造業者(当該香港企業以外の納税者であること)に与えることについて、当該IC権利のすべてまたは主要な部分が事実上、香港域外で使用されたと判断することになるでしょう。そのため、IRDは、セクション16EC(4)(b)により、当該香港会社のIC権利取得の支出である8百万香港ドルの損金算入を否定するでしょう。この結果、当該香港会社が中国本土の契約製造業者によって生産された商品の取引から生じた利益がすべて、香港で課税対象となる可能性があります。

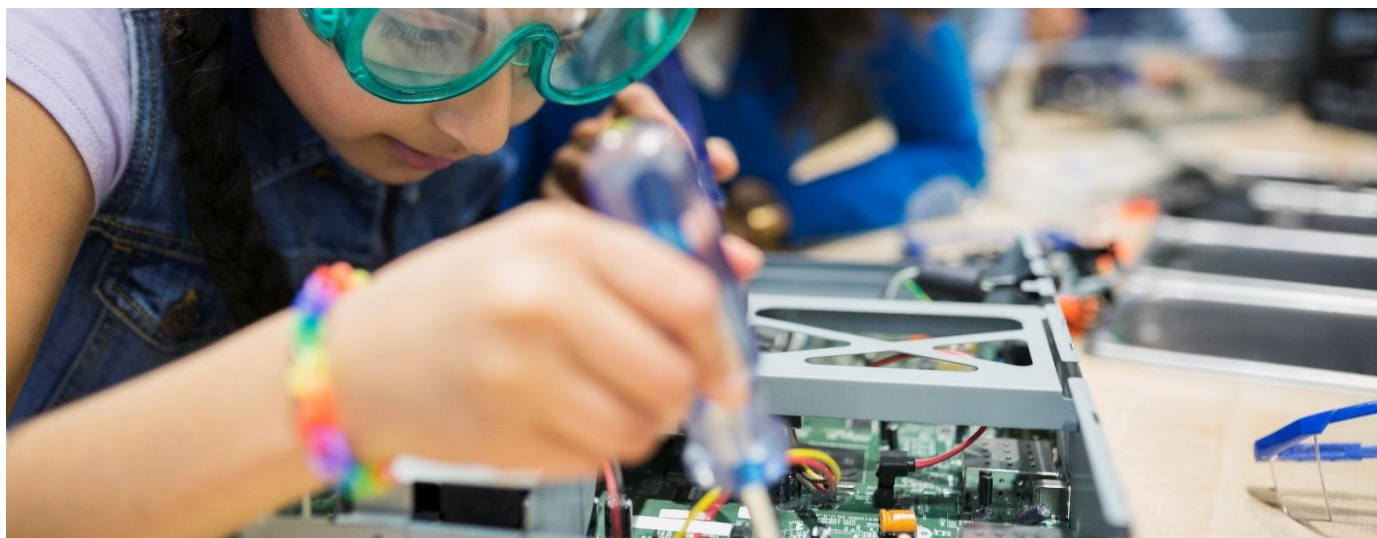
セクション16EC(4)(b)は、前述のIRDの解釈と適用において、IPRsに関する控除税制の導入目的を損なうでしょう。

金融財務局長官劉怡翔氏は、立法議会の議員が提起した質問に対する最近の書簡において、関連業界と話し合い、当該問題を再検討しているとのことを示唆しました⁶。政府が法案完成の際に、上記のような状況をセクション16EC(4)(b)への適用除外について検討することが期待されます。

さらに、香港が間もなく、関連者間取引に関する包括的な移転価格税制を導入することで、セクション16EC(2)に基づく関連会社からのIPRsの取得に伴う費用の損金不算入も正当化されなくなるでしょう。

本法案にご意見がある場合は、貴社を担当する税務専門家にご連絡ください。政府への伝達について検討させていただきます。

5. セクション16EC(4)(b)は、IROのセクション39E(1)(b)(i)を手本にしています。後者のセクションが、内国歳入庁によって採用されていることで、香港の納税者が委託加工契約から得た利益が、すべて香港での課税対象となる一方で、当該納税者が委託加工契約先の中国本土の製造業者に無償で提供している設備や機械の減価償却の損金算入が否認されています。
6. 政府への質問とその返答は、以下よりアクセスできます：
<https://www.ird.gov.hk/eng/ppr/archives/18032102.htm>



EY Contacts

Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

EY Asia-Pacific Business Tax Services Leader

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

EY Greater China Business Tax Services Leader

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee@hk.ey.com

Hong Kong Business Tax Services partners, Ernst & Young Tax Services Limited

Agnes Chan
+852 2846 9921
agnes.chan@hk.ey.com

Grace Tang
+852 2846 9889
grace.tang@hk.ey.com

Owen Chan
+852 2629 3388
owen.chan@hk.ey.com

Karina Wong
+852 2849 9175
karina.wong@hk.ey.com

Wilson Cheng
+852 2846 9066
wilson.cheng@hk.ey.com

Jo An Yee
+852 2846 9710
jo-an.yee@hk.ey.com

May Leung
+852 2629 3089
may.leung@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2018 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 03006476
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

